

事由	退職
記入例番号	9-3
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を本人が受領する前に出国
異動後の未徴収税額	普通徴収＋納税管理人申告・承認申請書の提出

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 两年度

所在地 〒 ×××-×××× ○○県○○市○○町○○番地		特別徴収義務者 指定番号	6012345	
フリガナ		宛名番号	1234	
氏名又は名称 ○○商事株式会社		担連 当給 者先	所属 氏名	総務課 給与係 田中 花子
個人番号 又は法人番号		電話	0123-45-6789 内線 (123)	

給 与 所 得 者	生	S 33 年 6 月 9 日		異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴 収 税額の徴収方 法
	個人番号	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	年月日			
受給者番号	12345		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日 現在の住所	吉野ヶ里町○○△△△番地		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	
異動後の 住所	○○国に帰国		35,600 円	×× 年 8 月 31 日	×× 年 1 月	

給与支払報告書に記載した事業
 所内で従業員のかたを管理・特定
 するための番号を記入。
 特にない場合は空欄。

1. 特別徴収	課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。	新しい勤務先 月分(翌月10日)から	金額 円を
2. 理由	退職後に出国（帰国）される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
3. 理由	出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。納税管理人は、家族ではない個人でも事業所でも可能です。	氏名又は名称	右から 番号を1. 必要 2. 不

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600 円 (6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9月から翌年5月分)

↑
 普通徴収税額

【理由の記入が必要なとき】

①異動の事由が「7.その他」の場合は、理由を記入してください。

②1月1日から4月30日までの退職の場合
 →未徴収税額があれば、本人の希望に関わらず一括徴収することが義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。
 例) 給与が少ない